

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和3年2月19日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網）	16	5トン未満	定めなし	七尾市能登島向田町金ヶ崎（北緯37度8.635分、東経137度0.807分）と鳳珠郡穴水町曾良火打崎（北緯37度11.263分、東経137度1.540分）を結んだ直線、七尾市能登島二穴町白崎（通称：北緯37度6.715分、東経137度0.858分）と七尾市三室町福浦鼻（北緯37度6.060分、東経137度1.285分）を結んだ直線及び最大高潮時海岸線で囲まれた海域。ただし、共第25号共同漁業権漁場区域及び定置網・養殖漁場を除く。	4月1日から6月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※ (2)七尾市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（するめいか）	15	5トン以上30トン未満	定めなし	石川県沖合海域とする。	4月15日から翌年3月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※ (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年
		1	〃	〃	漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第1項第17号に定めるいか釣り漁業の操業禁止区域内のうち、輪島市刑部崎突端（北緯37度22.225分、東経136度46.638分；世界測地系。以下同じ。）311.0度（真方位。以下同じ。）の線及び福浦港灯台（北緯37度4.665分、東経136度43.135分）270.0度の線により囲まれる海域。	4月1日から4月14日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2)輪島市門前町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月22日から令和3年3月22日まで（小型いか釣り（するめいか）（県内、門前沖合））

令和3年3月1日から令和3年3月31日まで（小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網））